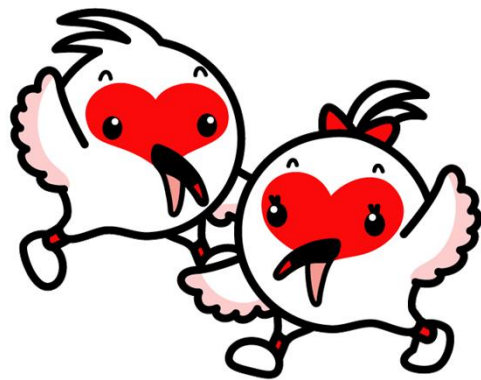
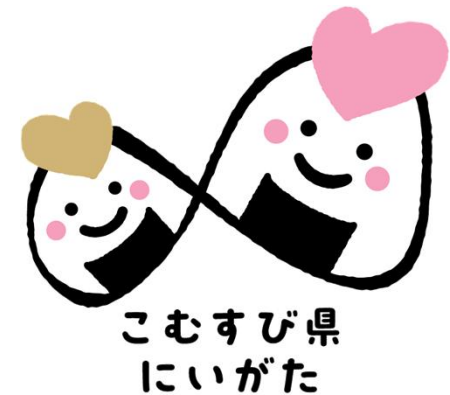


養育費の確保等に関する取組事例集 (新潟県版)



令和8年3月
新潟県福祉保健部
こども家庭課



目次

1 養育費等に関する情報

養育費・親子交流とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 事業実施自治体の取組事例

(1) 新潟県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 (2) 新潟市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 (3) 長岡市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 (4) 見附市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
 (5) 十日町市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 (6) 南魚沼市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 (7) 上越市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 (8) 柏崎市の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

3 ひとり親家庭等就業・自立支援センター

(1) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの取組・・・・・・・・・・・・ 19
 (2) 養育費相談実績など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

1 養育費等に関する情報

養育費・親子交流とは

養育費とは

養育費とは、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障しなければならない強い義務（生活保持義務）であるとされています。



取決めの方法

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が離婚する前にきちんと話し合って決めておくことが大切です。離婚する際に取り決めることができなかつた場合、子どもを監護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもと離れて暮らしている親に対していつでも養育費を請求することができます。父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

金額の決め方

養育費は、離婚後の子どもの養育のために、父母が話し合ってお互いに納得する金額を決めることが大切です。養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。この「算定表」は裁判所や養育費等相談支援センターのホームページ等でも見ることができます。

金額の変更

養育費は、いったん取り決めても、その後、父母の収入が変化したり、再婚して扶養家族が増えたときなど、「事情の変更」があれば、増額又は減額について双方が話し合って取り決め直すことができます。

親子交流とは

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的又は継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ両親が離婚しても、子どもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。



親子交流の方法

親子交流の方法には、父母が話し合って決めた場所に子どもが出かける（連れて行く）方法、子どもと離れて暮らしている親が迎えに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

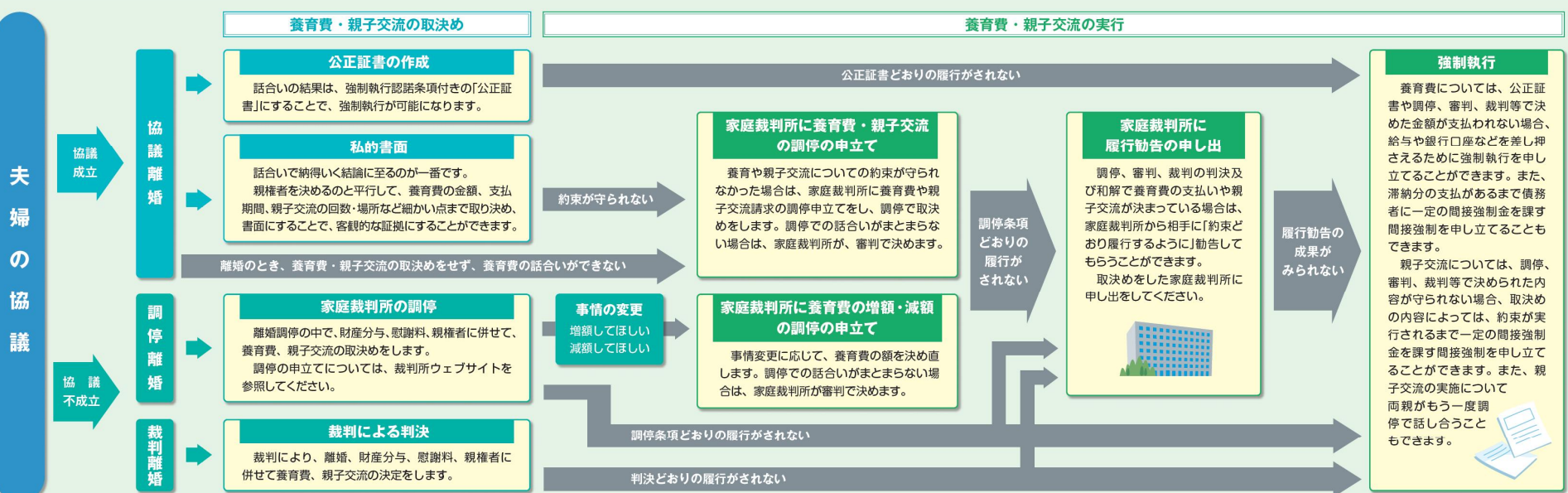
取決めの方法

親子交流を行う際には、子どもが安心して交流できるよう、親子交流の頻度、方法、時間、送り迎えの方法、親同士が守らなければならないルールなどを具体的に決めておくことが大切です。取決め内容は、父母が話し合って決めるのが一番ですが、話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

父母が心がけること

親子交流の際に子どもがのびのびと過ごせるように、子どもの気持ちや日常生活のスケジュール、生活リズムなどを尊重して、会い方や親子交流時の過ごし方を考えましょう。どちらの親も、相手の悪口を言わない、約束を守るなどのルールを守ることが大切です。

養育費・親子交流の手の流れ



*平成23年の民法の一部改正で、協議離婚の際に父母が協議で定めるべき事項として「面会交流」注（現在親子交流と読みかえる）と「養育費の分担」があること、これらの取決めをすときは子の利益をもっとも優先して考慮しなければならないことが民法に明記されました。民法（明治29年法律第89号）（平成23年の一部改正後のもの）（離婚後の子の監護に関する事項の定め等）第766条 父母が協議上の離婚をすときは、子の監護をすべき者、父又は母と子の面会及びその他の交流、子の監護に要する費用の分担及びその子の監護について必要な事項は、その協議で定める。この場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならない。2～4（略）

*養育費や親子交流に関する相談は、養育費等相談支援センターや母子家庭等就業・自立支援センターのほか、法テラス、弁護士会等で行っています。詳しくは養育費等相談支援センターのホームページの「相談機関一覧」をご覧ください。

2 事業実施自治体の取組事例

- (1) 新潟県の取組
- (2) 新潟市の取組
- (3) 長岡市の取組
- (4) 見附市の取組
- (5) 十日町市の取組
- (6) 南魚沼市の取組
- (7) 上越市の取組
- (8) 柏崎市の取組



● 養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

取組内容

養育費に関する公正証書作成等に対する補助事業

県内の町村に居住し、養育費の取り決めのために費用を負担したひとり親家庭の方を対象に、負担した費用の一部を県が負担。

- 申請期間 : 原則、補助対象経費を負担した翌日から6か月以内
補助金額 : 対象経費の1/2（上限75千円）
対象経費 : ①弁護士への相談や公証役場での立ち合い、公正証書原案作成依頼費用②公証人手数料
③戸籍謄本等の書類取得費用④収入印紙及び郵便切手代⑤ADR費用⑥その他

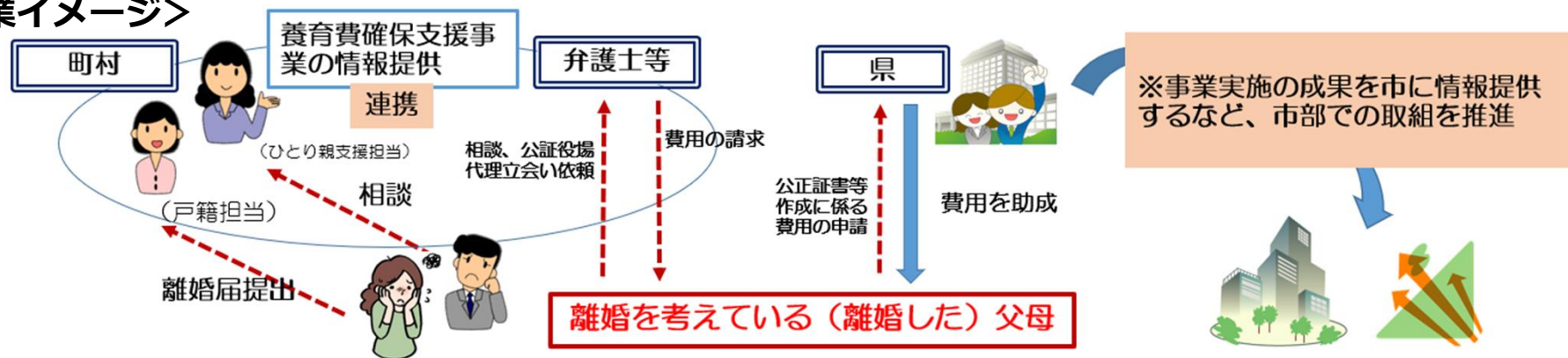
<補助実績>

- 令和3年度事業開始
・令和3年度 1件
・令和4年度 3件
・令和5年度 3件
・令和6年度 3件
・令和7年度（令和8年2月末時点）0件

<申込みに必要な書類>

- ・申請書
- ・領収書等の写し
- ・養育費の取決めを交わした文書
（又は養育費の債務名義化ができなかったこと理由書）
- ・戸籍及び住民票（児童扶養手当証書でも可）

<事業イメージ>





● ひとり親家庭サポーター事業の実施（親支援講座及び家庭裁判所等への同行支援を実施）

取組内容

1 親支援講座・同行支援の実施

ひとり親家庭サポーターを配置し、親支援講座の開催及び同行支援を行う。

◎対象者 新潟市内に住民登録のある離婚前後のひとり親家庭の保護者と子ども

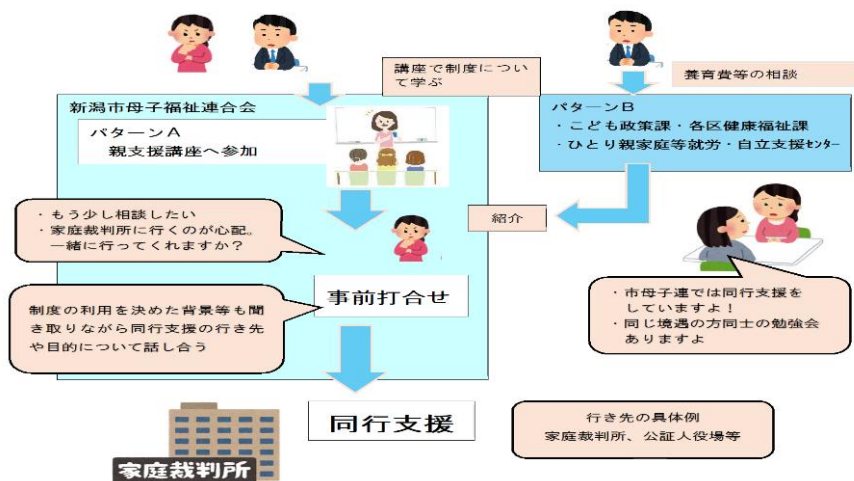
◎親支援講座

- ・養育費や親子交流の取り決めについて学ぶ講座を開催する。
- ・ひとり親同士の意見交換会を実施し、親子の居場所を提供する。

◎同行支援

- ・ひとり親家庭サポーターが家庭裁判所や公証人役場等に同行し、ひとり親家庭の離婚前後の手続きを見守ることで、精神面での支援を行う。

<事業イメージ>



<親支援講座 参加者数>

- ・会場参加 28名 ・オンライン参加 15名
- ・アーカイブ参加 76名
- ⇒年4回開催 合計 119名

<相談実績（12月末時点）>

- ・総相談件数（延べ）11件
- ・実相談人数 9名（うち2名複数回相談）
- ・同行支援件数 0件



養育費履行確保支援補助事業の実施

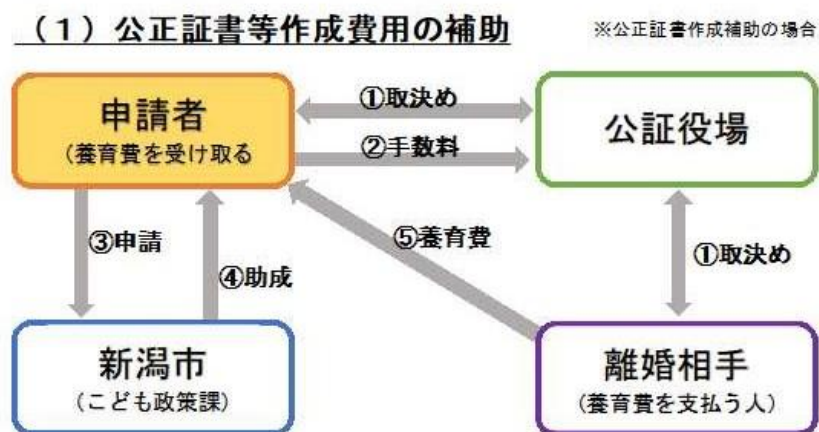
取組内容

2 公正証書等作成費用補助の実施（養育費等支援事業）

公正証書や家庭裁判所の調停で取り決めを行う場合の公正証書の作成手数料、戸籍謄本取得費用、郵送費用等を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
 - ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
 - ・過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。
- ◎補助額 上限10万円（養育費保証契約費用の補助額を含む）

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

令和4年4月事業実施
令和5年度 33件
令和6年度 29件
令和7年度（令和7年12月末時点）27件

<提出書類>

- ・ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・ 養育費の取り決めを交わした文書
- ・ 補助対象費用の領収書



養育費履行確保支援補助事業の実施

取組内容

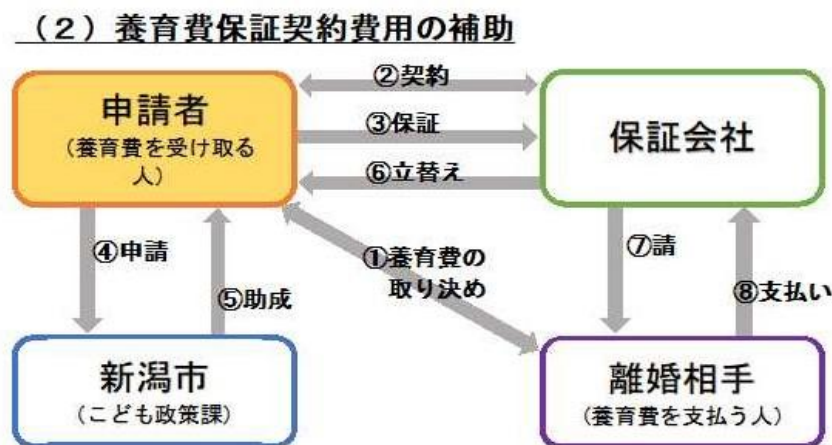
3 養育費保証契約費用補助の実施（養育費等支援事業）

養育費の受取権利者が保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料（初回保証料）を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・ 養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
 - ・ 養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
 - ・ 過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。
 - ・ 保証会社と1年以上養育費保証契約を締結していること。

◎補助額 上限10万円（公正証書等作成費用の補助額を含む）

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

令和4年4月事業実施
令和5年度 0件
令和6年度 2件
令和7年度（令和7年12月末時点）3件

<提出書類>

- ・ 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・ 養育費の取り決めに交わした文書
- ・ 補助対象費用の領収書
- ・ 保証会社と締結した養育費保証書の写し



養育費履行確保支援補助事業の実施

取組内容

4 強制執行申立て費用補助の実施（養育費等支援事業）

未払い養育費の回収のため、裁判所に強制執行申立て等(強制執行のために必要な財産開示手続及び第三者からの情報取得手続の申立てを含む)を行う場合の予納切手代や、戸籍謄本取得費用等を補助する。

- ◎対象者 新潟市在住のひとり親家庭の母または父で以下の要件をすべて満たす方
- ・養育費に係る債務名義を作成し、それに要する費用を負担していること。
 - ・養育費の取り決めの対象となる子（20歳未満）を扶養していること。
 - ・過去の他の自治体を含め同様の補助金の支給を受けたことがないこと。

◎補助額 上限5万円

<事業イメージ>



<相談実績（見込み）>

令和6年11月事業実施
令和6年度 0件 令和7年度（12月末時点）1件
※令和6年4月1日以降に裁判所に申立てされた方が対象

<提出書類>

- ・児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成の受給者証の写し又は戸籍謄本
- ・養育費の取り決めに交わした文書
- ・補助対象費用の領収書
- ・申立て手続きを行ったことが分かる書類(債権差押命令の正本の写し、情報提供命令の写し等)



●養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

1 公正証書作成費等補助

- ・ 養育費の取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。
対象経費：①弁護士への相談費用、行政書士等への公正証書作成依頼費用 ②公証人手数料
③戸籍謄本等書類取得費用 ④収入印紙及び郵便切手代 等

2 養育費保証契約における保証料補助

- ・ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する保証料を補助する。
対象経費：保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担した費用

<対象者>

- ・ 以下のすべてに該当する方
 - （1）長岡市内に居住し、申請時にひとり親の方
 - （2）児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準の方
 - （3）養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
 - （4）養育費の取り決めのための経費を負担した方

<補助額>

- ・ 対象経費の1/2（上限25,000円）

<補助実績> ※令和4年度から事業開始

- ・ 令和5年度 4件
 - ・ 令和6年度 3件
 - ・ 令和7年度 3件（令和7年12月末時点）
- ※いずれも上記1 公正証書作成費等補助のみ



●養育費に関する強制執行申立て費用補助

取組内容

2 養育費に関する強制執行申立て費用補助の実施（離婚前後親支援事業）

- ・未払い養育費の強制執行申立てを弁護士等に委任する費用や申立にかかる諸費用について補助する。

対象経費：① 裁判所の強制執行申立てに要する収入印紙代

② 戸籍謄本等添付書類取得費用

③ 連絡用の郵便切手代

④ 養育費の未払いに対する強制執行のための弁護士への相談費用

<対象者>

- ・以下のすべてに該当する方
 - (1) 長岡市内に居住し、申請時にひとり親の方
 - (2) 児童扶養手当の受給者又は同様の所得水準の方
 - (3) 養育費の強制執行申立ての対象となる児童を現に扶養している方
 - (4) 養育費の強制執行申立てのための経費を負担した方

<補助額>

- ・対象経費の1/2（上限25,000円）

<補助実績> ※令和7年度から事業開始

- ・令和7年度 0件（令和7年12月末時点）



養育費確保のための以下の手続に対する補助事業を実施

- 公正証書等の作成経費の補助
- 養育費保証契約締結経費の補助

取組内容

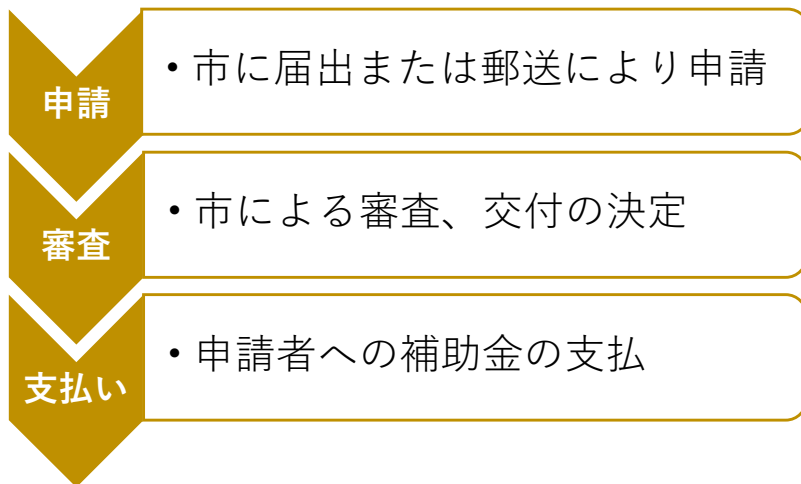
1 養育費に関する公正証書作成等に対する費用補助の実施

ひとり親家庭の母又は父が養育費に関する取り決めのため、**公正証書等を作成する際に要する本人負担費用（上限5万5千円）を補助する。**

【補助対象費用】

- ・ 養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士等への相談費用
- ・ 公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用
- ・ 公正証書作成時における公証役場への立ち会いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用
- ・ 公証人手数料令に定められた公証人手数料
- ・ 家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手代
- ・ 弁護士会及び認証ADR事業者が実施するADR申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用

<相談までの流れ>



<相談実績（見込み）> ※令和5年度事業開始

令和5年度 2件
令和6年度 1件
令和7年度 3件(令和8年1月末)
(いずれも、養育費の取り決め等のための弁護士への相談費用及び公正証書原案の作成を弁護士に依頼した際の費用について補助)

<課題>

周知不足も
あると考え
られ、申請
者が少ない

改善策

- 引き続き以下対応を継続する
- ・ 離婚届出受理担当課との連携を図る
 - ・ 女性相談担当課との連携を図る
 - ・ 児童扶養手当等の案内の際にチラシ同封等、対象者と接点のある機会等に制度の通知を行う
 - ・ 弁護士相談担当課との連携を図る

取組内容

2 養育費保証契約締結経費補助の実施

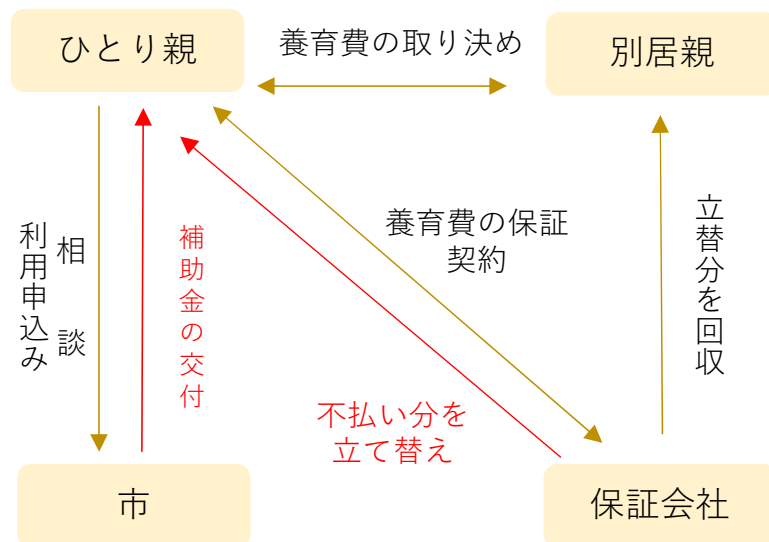
養育費の支払いについて、保証会社と養育費保証契約を締結する場合に、**保証料、手数料の負担分（上限5万円）を補助**する。

【対象者：（公正証書等の作成経費補助も同じ）】

次の①～④の要件をすべて満たす者

- ① 市内に居住し、申請時にひとり親世帯である方
- ② 養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- ③ 養育費の対象となる20歳未満の児童を現に扶養している方
- ④ 過去に同一の児童を対象として、同内容の補助を受けていない方

<事業イメージ>



※保証会社の紹介は行っていない。

<申込みに必要な書類>

- ・児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費助成受給者証（未受給者は児童の戸籍又は住民票）
- ・補助対象経費に係る領収書等の写し
- ・養育費の取決めを交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し（保証期間が1年以上のものに限る）

<助成の対象・申請期限>

申請期限：補助対象経費を負担した翌日から6か月以内

<実績>

令和5年度事業開始

- ・令和6年度 0件
- ・令和7年度 0件（令和8年1月末時点）



● 公正証書等作成費用および養育費保証契約費用の一部補助

取組内容

◆ 公正証書等作成費用および養育費補償契約費用の一部補助の実施（離婚前後親支援事業）

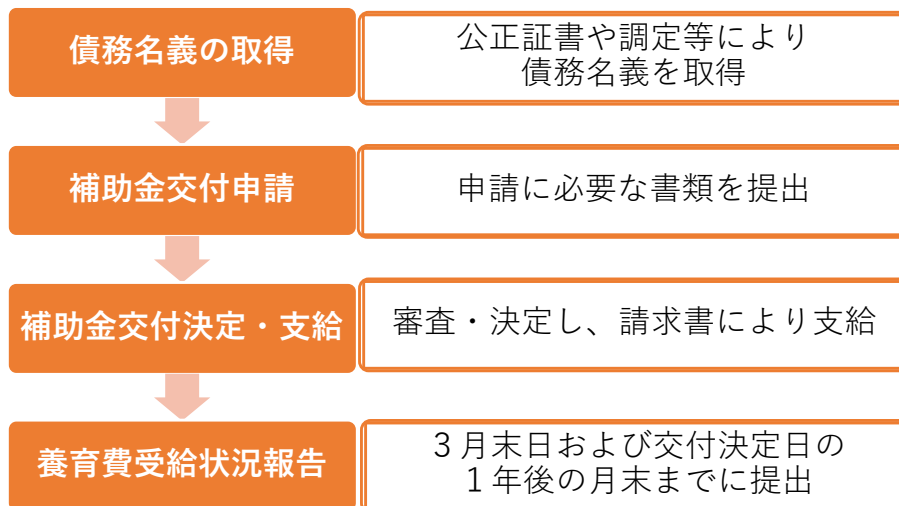
○補助対象経費

- ・ 養育費請求調停に係る申立て手数料、添付書類の取得費用等の一部
- ・ 公証人手数料および添付書類の取得費用等の一部
- ・ 養育費保証契約に係る保証料、手数料等の一部

○補助額

補助対象経費の2分の1の額（上限25,000円）

<手続きの流れ>



<申請に必要な書類>

- ・ 申請書
- ・ 児童扶養手当証書または戸籍謄本等
- ・ 補助対象経費の領収書等の写し
- ・ 債務名義化した文書の写し
- ・ 養育費保証契約書の写し

<利用実績>

令和5年度事業開始

- ・ 令和5年度 1件
- ・ 令和6年度 3件
- ・ 令和7年度 2件（令和7年12月末時点）



● 養育費に関する債務名義取得費用の補助

取組内容

◆ 養育費確保支援事業の実施

公正証書（強制執行認諾約款付き）や調停調書などの債務名義取得に要した費用を補助。

【対象者】

- ・南魚沼市内に住所があり、申請時にひとり親であること
- ・養育費の取決めに係る費用を負担していること
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有すること
- ・養育費の取決めの対象となる20才未満の児童を現に扶養していること
- ・過去に同一の債務名義で補助金の交付を受けていないこと

【補助額】

対象経費の1/2（上限額25,000円）

【対象経費】

- ・公証人手数料
- ・戸籍謄本等の取得費用
- ・公証人役場や裁判所との連絡用の切手代
- ・弁護等への相談費用
- ・ADRによる和解に要した費用

<手続きの流れ>

申請

債務名義取得から6カ月以内に申請

決定

市による審査、決定

交付

補助金の交付

報告

交付から1年後に養育費の受取状況を報告する

<申請に必要な書類>

- ・公正証書や調停証書等の債務名義
- ・収入印紙代や戸籍謄本等の取得代、連絡用の切手代の領収書またはレシート
- ・児童扶養手当の受給者は、児童扶養手当証書の写し
- ・児童扶養手当の受給者でない場合は、申請者と扶養している児童の戸籍謄本
- ・補助金の振込先口座（対象者名義）

<実績>

令和5年8月事業開始

- ・令和6年度 交付件数0件
- ・令和7年度 交付件数0件（令和8年2月末現在）





●養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助

取組内容

◆ 養育費に関する公正証書作成費等補助及び養育費保証契約における保証料補助の実施（離婚前後親支援事業）

< 1 公正証書作成費等補助 >

養育費取り決めのための債務名義取得費用の一部を補助する。

対象経費：①弁護士等への相談費用 ②弁護士等への公正証書原案の作成依頼費用

③公正証書作成時に公証役場への立ち会いを弁護士等に依頼した費用 ④公証人手数料

⑤戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙及び郵便切手代等

⑥弁護士会及び認定ADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料及び調停期日に相当する費用

< 2 養育費保証契約における保証料補助 >

保証会社と養育費保証契約（契約期間1年以上）を締結する際に要する保証料を補助する。

< 対象者 >

上越市に居住し、申請時にひとり親であり以下の要件を満たす方

①児童扶養手当の支給対象者又は本人の所得が支給要件を満たしている方

②養育費の取り決めにかかる費用を負担した方

③養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方

④交付申請の日前6か月以内に支払った費用

⑤過去に本補助金の交付を受けていない方

< 補助額 >

対象経費の合計額（上限100,000円）

< 実績 >

令和6年度（事業開始年度） 15件

令和7年度（令和7年12月末時点） 27件

< 提出書類 >

・養育費の取り決めを交わした文書

・補助対象費用の領収書

・児童扶養手当を受給していない場合は所得確認ができる書類（課税証明書等）



● 養育費に関する公正証書等作成経費補助及び養育費保証契約締結経費補助

取組内容

1 養育費に関する公正証書等作成経費補助及び養育費保証契約締結経費補助の実施 (養育費等支援事業)

1 公正証書等作成経費補助

対象経費：①養育費の取り決め等のために、弁護士、行政書士等への相談費用

②公正証書原案の作成を弁護士等に依頼した際の費用

③公正証書作成時における公正役場への立ち合いを弁護士等に代理人として依頼した際の費用

④公証人手数料令に定められた公証人手数料

⑤家庭裁判所への調停申立てや裁判に要する戸籍謄本等の添付書類取得費用、収入印紙代及び連絡用の郵便切手

⑥弁護士会及びADR事業者が実施するADRの申込料や依頼料に相当する費用及び調停期日費用に相当する費用

2 養育費保証契約締結経費

対象経費：養育費の支払いについて保証会社と養育費保証契約を締結する場合において、補助対象者が負担する保証料、手数料等

<対象者>

- 柏崎市内に居住し、申請時にひとり親の方
- 養育費の取り決めにかかる費用を負担した方
- 養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している方
- 過去に養育費の取り決めを交わした同内容の文書で補助を受けていない方
- 市税等の滞納がない方

<補助額>

支払った対象経費の合計額を補助
(上限5万円)

<実績>

令和6年度事業開始

・令和6年度 2件

・令和7年度 4件 (令和8年2月末時点)

3 ひとり親家庭等就業・自立支援センター

- (1) ひとり親家庭等就業・自立支援センターの取組
- (2) 養育費相談実績



養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟県と新潟市との合同事業)

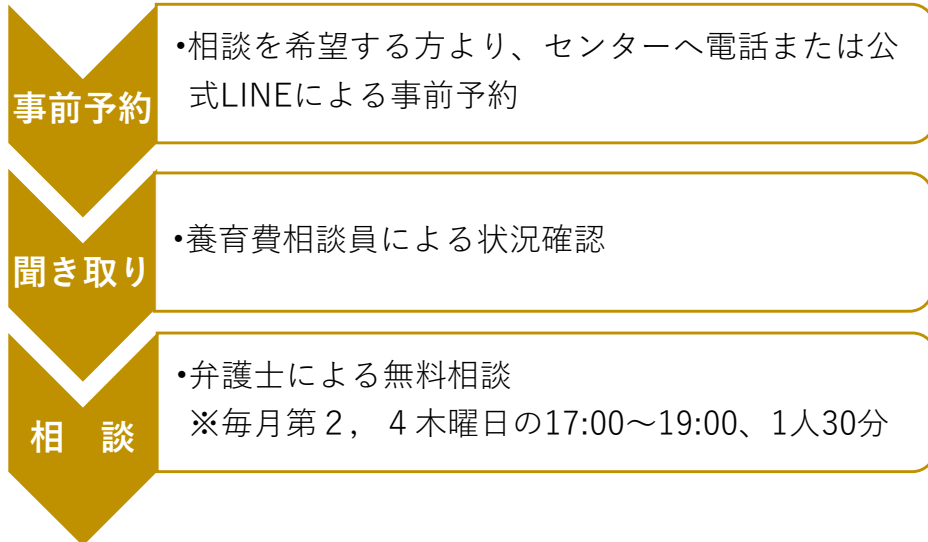
取組内容

養育費相談員・弁護士による無料相談の実施(新潟県と新潟市との合同事業)

養育費相談員相談： 平日(年末年始を除く)9時30分～16時30分に相談対応。
(一社)新潟県ひとり親家庭福祉連合会への委託により実施。
(ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置)
公式LINEから申し込みが可能。

弁護士相談： 新潟県内の離婚前の方、ひとり親の方等を対象として**無料の弁護士相談を月2回実施。**
相談は前々日までに専用申し込みフォーム又は電話による事前予約が必要。
弁護士による無料相談は来所、電話、オンラインより選択可能。

<相談までの流れ>



<相談実績> ※詳細はp20、21参照

	弁護士相談	養育費相談
R6年度	57件	131件
R7年度 (R7.4～R7.12)	59件	119件

<実施方法>

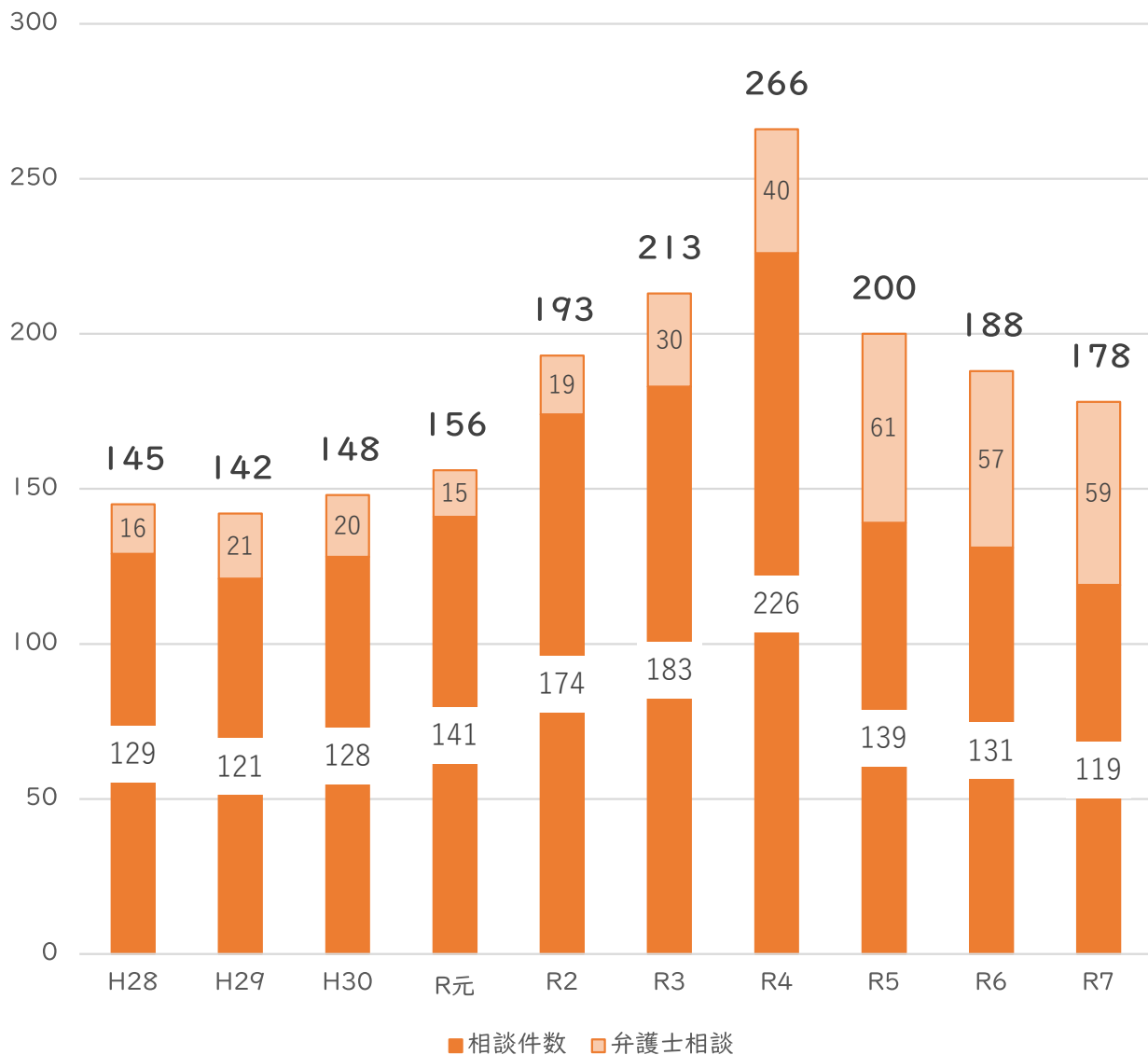
相談種別	実施方法
養育費相談員相談	来所,出張相談,オンライン 電話,メール,ハローワーク 巡回相談
弁護士相談	来所,オンライン,電話

(2)ひとり親家庭等就業・自立支援センターの 養育費相談実績

養育費の確保等に関する取組事例集（新潟県版）令和8年3月

相談受付・実施件数

※R7年度はR7.4～R7.12月まで



相談窓口

専門相談員が相談に応じます。

来所
(要予約)

電話

メール

オンライン
(要予約)

【相談時間】
平日9:30～16:30（土日祝・年末年始を除く）

新・オンライン
(要予約)

来所・オンラインのご予約
は相談申込フォームから
行えます。

電話

025-281-5587

メール

info@niigatakenboren.jp
(相談員が数日中に回答を返信します)

弁護士による無料法律相談

弁護士による離婚前・離婚後の養育費確保のための
取り決めや支払いの履行・強制執行等に関する
法律相談を実施しています。

来所

電話

オンライン

【相談時間】
毎月第2・4木曜日
①17:00～②17:30～③18:00～④18:30～ ※1人30分

ご予約

前々日までに、右記の
弁護士申込フォームまたは
お電話でお申込みください。

事前予約制

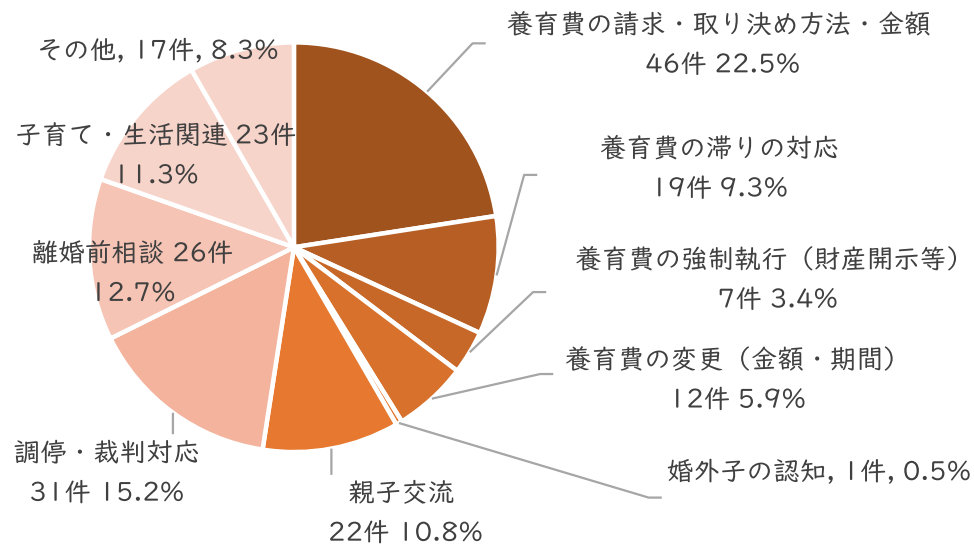
(2)ひとり親家庭等就業・自立支援センターの 養育費相談実績

令和7年度の状況（弁護士相談除く）

※R7.4～R7.12月時点

【相談内容】

※一人の相談者が複数項目に該当する場合、それぞれの項目でカウント



【相談者の居住地】

